

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により平成24年12月4日と定めたので、同令第23条の11第5項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎